

日本海ひすいライン等利用促進協議会

令和6年度 総会

資 料

① 日本海ひすいライン等利用促進協議会 構成員名簿 . . .	1
② 令和5年度 実施事業 <写真等>	2
③ 令和5年度 要望書写し	4
④ 規約	7

日本海ひすいライン等利用促進協議会 構成員名簿

(20 団体 令和 6 年 6 月 1 日現在)

役職	団体・企業名及び職名	氏 名
参 与	新潟県議会議員	中村 康司
会 長	糸魚川市 市長	米田 徹
会 員	白馬村 村長	丸山 俊郎
会 員	小谷村 村長	中村 義明
会 員	糸魚川市議会 議長	松尾 徹郎
会 員	白馬村議会 議長	太田 伸子
会 員	小谷村議会 議長	宮澤 正廣
会 員	糸魚川市議会建設産業常任委員会 委員長	保坂 悟
会 員	糸魚川商工会議所 会頭	高瀬 吉洋
監 事	能生商工会 会長	大貫 慶一
会 員	青海町商工会 会長	尾崎 毅
会 員	白馬商工会 会長	松本 平司
会 員	小谷村商工会 会長	今井 頌治
副会長	一般社団法人糸魚川市観光協会 代表理事	龍見 和弦
会 員	一般社団法人白馬村観光局 代表理事	伊藤 英喜
会 員	一般社団法人小谷村観光連盟 代表理事	中村 義明
会 員	デンカ株式会社 執行役員青海工場長	萩原 丈士
会 員	明星セメント株式会社 糸魚川工場長	福田 英二
会 員	糸魚川地域連合区長会 会長	齋藤 伸一
監 事	一般社団法人糸魚川青年会議所 理事長	松木 美沙子

【協賛団体：大糸線利用促進輸送強化期成同盟会・塩の道経済懇談会】

日本海ひすいライン等利用促進協議会 令和5年度事業

《R5.6.2 令和5年度総会 開催》



《R5.8.8 「夏休み親子雪月花ツアー」 実施》



直江津駅に停車中の雪月花



雪月花車内での食事



直江津D51レールパークでのSL乗車・見学

西日本旅客鉄道株式会社

常務理事 金沢支社長 漆原 健 様

要 望 書



大系線利用促進輸送強化期成同盟会

会長 大町市長 牛越 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会

会長 糸魚川市長 米田 徹

日頃、大系線の運行と沿線地域の振興に格別のご尽力を賜りますとともに、地域の公共交通機関としての役割を果たされておりますことに深く敬意を表します。また、能登半島地震により線路被害が発生したものの、早期に復旧していただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、大系線は、上越・北陸経済圏と長野県中信地域を介して首都圏、中京圏及び関西圏とを結ぶ交通の要であり、地域住民の通勤、通学などの生活路線であると同時に、観光業や商工業など沿線地域にとり極めて重要な路線でありますことは周知のとおりでございます。

人口減少等により全国的に公共交通利用者の減少が見られるなか、大系線（南小谷―糸魚川間）を含む線区の収支が公表され、ローカル線の厳しい状況が明らかになりました。また、昨年10月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正・施行され、自治体や鉄道事業者等がローカル鉄道の再構築に向けた協議を行う仕組みが創設されました。

大系線におきましても、利用者の増加対策が最も重要な課題と認識しており、沿線地域では、日常生活での利用はもとより、駅の環境美化活動などによるマイルール意識の高揚を図る取組みのほか、ユネスコ世界ジオパークに認定された糸魚川地域のジオサイトや、名峰が連なる北アルプス山麓の多くの観光資源を活用し観光誘客に努めております。

北陸新幹線の金沢延伸、更には間近に迫りました敦賀延伸による鉄道輸送を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、大系線の利用促進は新幹線やえちごトキめき鉄道との連携が不可欠であり、大系線利用促進輸送強化期成同盟会及び日本海ひすいライン等利用促進協議会では、今後も沿線自治体、民間団体が一体となって、地域の鉄道利用の促進に努めてまいります。

大系線が地域住民の日常生活に欠くことのできない路線として、また日本海側と長野県中央部を広域的に結ぶ重要な路線として、より一層の利用促進と輸送力の強化が図られますよう、次の事項につきましてご要望申し上げます。

記

1 輸送強化及び利便性の向上について

松本と糸魚川間を結ぶ大系線は、沿線地域にとって唯一の鉄路であり、南小谷駅での接続の改善・強化は極めて重要な課題であります。幹線となる路線を基本にダイヤが編成されることは十分認識しておりますが、松本駅では中央線や篠ノ井線、糸魚川駅では北陸新幹線やえちごトキめき鉄道に接続する大系線を、文字通り一体の路線としてご考慮いただき、今後も東日本旅客鉄道株式会社とともに、より円滑な接続の実現に向けてご協議、ご検討をいただきますようお願いいたします。

2 輸送の安全性確保について

近年は異常気象の影響などにより集中豪雨や台風災害が多発するなど、想定外の自然災害が増加しており、運行への影響も大きく懸念されます。殊につい先日の能登半島地震の甚大な被害は、ご案内のとおりでございます。

県、市町村におきましても大系線沿線の災害に備えた環境整備に努めて参りますので、引き続き路線の継続的な安全性向上対策にご尽力いただきますようお願いいたします。

3 利用促進対策の連携について

昨年度は、大系線全線開通65周年を迎え、貴社の多大なご支援・ご協力により、えちごトキめき鉄道のリゾート列車「雪月花」の大系線への乗り入れ運行と、JR東日本「リゾートビューふるさと」との二つのリゾート列車がつながる初の企画が実現いたしました。

つきましては、「雪月花」の大系線への乗り入れ運行の継続に向けて、引き続き協議を重ねていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスが5類に移行したことで人の流れが活発になり、これを契機に魅力ある列車の旅を通じた大系線の今後の利用促進・活性化が更に期待されるところでございます。

更に本年は、北陸新幹線の敦賀延伸も見据え、関西方面からの誘客等による大系線の効果をより一層高められるよう、同盟会及び協議会では、沿線自治体及び関係機関、団体等の広域連携により、新たな利用促進活動の展開に地域一丸となり取組みを推進してまいりますので、引き続き格段のご支援、ご協力をお願いいたします。

私どもの大系線が魅力溢れる路線として、将来に受け継がれますよう、積極的なお取組みをいただきますようお願い申し上げます。

令和6年1月17日

大系線利用促進輸送強化期成同盟会

会長 大町市長 牛越 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会

会長 糸魚川市長 米田 徹

日本海ひすいライン等利用促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、日本海ひすいライン等利用促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本海ひすいライン・大糸線等の利用促進等により、糸魚川・北安曇地域の活性化と住民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、関係機関への要望、情報収集、連絡調整及び利用促進に関する事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、関係市町村、市町村議会、商工会議所、商工会、観光協会、観光連盟及び趣旨に賛同する団体、企業をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。役員は総会において選出する。

会 長 1名

副会長 2名 以内

監 事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2か年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合、補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第7条 本会に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第9条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、糸魚川市産業部都市政策課に置く。

2 本会の事務を円滑に進めるため幹事若干名を置く。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成8年7月10日から施行する。

2 この規約は、平成10年5月11日に改正し、平成10年4月1日から適用する。

3 この規約は、平成17年7月22日に改正し、平成17年3月19日から適用する。

4 この規約は、平成18年6月5日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

5 この規約は、平成22年6月2日に改正し、平成22年4月1日から適用する。

6 この規約は、平成27年2月5日に改正し、平成27年3月14日から適用する。

7 この規約は、平成27年5月18日に改正し、平成27年4月1日から適用する。

8 この規約は、平成28年5月17日に改正し、平成28年4月1日から適用する。

9 この規約は、令和3年5月31日に改正し、令和3年4月1日から適用する。